

金沢市中心市街地出店促進事業補助金について

この制度は、商店街の活性化のために市が商店街に対し支援する制度です。

補助申請者は「商店街」であり、出店者の方が要件を満たすだけでは、必ずしも補助対象になるわけではありません。

よって、対象となる出店者の方は、できる限り長い間、対象店舗で事業活動を継続するだけでなく、商店街のルールを遵守するとともに、商店街に加入し、商店街活動に積極的に参加していただく必要があります。

○補助要件

- ① 中心市街地活性化区域内の商店街
- ② 商店街の推薦
- ③ 出店者が出店要件を全て満たしていること

○出店者の出店要件

- ① 商店街が登録した店舗への出店（商店街で6ヶ月以上空いている1階路面店）
- ② 小売業、一般飲食店（夜間みの営業は対象外）、理容業、美容業
- ③ 借上げに係る契約期間が1年以上であること
- ④ 補助対象商店街内又は、対象商店街間の移転でないこと

○補助内容

- ① 出店奨励金（店舗装飾にかかる費用、広告宣伝費、開業イベント費）
限度額：50万円（万円未満切捨）
対象期間：賃貸借契約日から1年間に支出した上記の経費
- ② 空き店舗借上料（出店店舗の家賃）
補助率：1/4
限度額：50万円/年（万円未満切捨） ※2年間で100万円
対象期間：2年間 ※月初め（1日）開店の場合・・・開店した月から24月
※月途中開店の場合・・・・・・・・開店日の翌月から24月

○補助金交付申請に必要な書類（出店者→商店街）

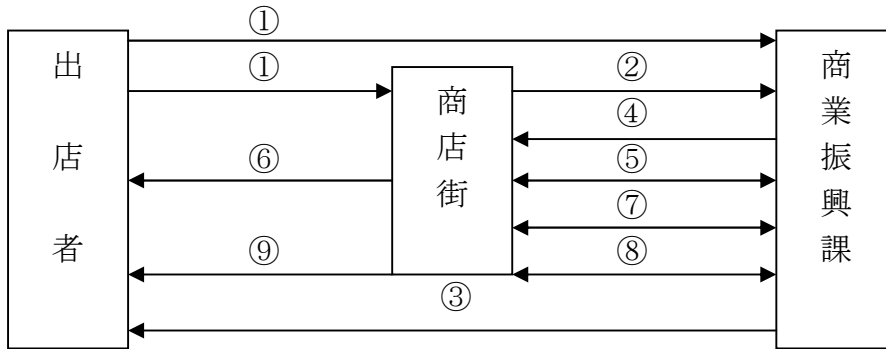
（1）出店計画時

- ① 出店計画書
- ② 出店奨励金経費明細内訳
- ③ 調査承諾書
- ④ 賃貸借契約書（写）
- ⑤ 出店前及び出店後の写真（外観、内装）
- ⑥ 出店奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等（写）
- ⑦ その他（各商店街組合への加盟に必要な書類等）

（2）各年度末（最終年度は補助期間が終了次第）

- ① 家賃を支払ったことを証する領収書等（写）
- ② 出店奨励金の対象経費を支払ったことを証する領収書等（写）
（※出店計画時まで提出されていないもの）

○フロー ※申請・報告・支払いにかかる手続きについては、出店奨励金・空き店舗借上料別々に行います。

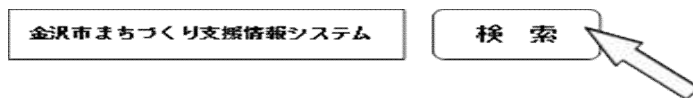


【出店前】

① 出店相談（併せて市とも事前打ち合わせ）

※出店される地域に応じた『まちづくりのルール』がありますので、別途、関係部局と事前協議をお願いします。

◎金沢市公式 HP からルール概要の一部を確認することができます。



【出店時】

- ② 商店街出店者を認定の上、市に補助交付申請
- ③ 出店者の確認及び現地確認等審査
- ④ 書類等審査の上、交付決定通知

【各年度末（最終年度は補助期間が終了次第）】

（出店奨励金）

- ⑤ 出店奨励金請求、出店奨励金支払い
- ⑥ 出店者に支払い
- ⑦ 実績報告、確定通知、出店奨励金精算

（空き店舗借上料）

- ⑧ 実績報告、補助金請求
確定通知、補助金支払い
- ⑨ 出店者に支払い

○その他

- ・出店計画時に、市が出店者と面談します。
- ・住宅や事務所などと併用する店舗の場合は、店舗部分のみ対象となります。
- ・補助期間途中で閉店等により廃業等事業が中止した場合は、補助金の交付はされません。
- ・出店奨励金及び補助金の支払いは、請求書の提出後、概ね1ヶ月後となります。

○対象商店街（以下の25商店街）

香林坊商店街振興組合 片町商店街振興組合 竪町商店街振興組合 広坂振興会
柿木島振興会 新竪町商店街 里見町あかねや橋通り商店会
せせらぎ通り商店街振興会 木倉町商店街 新天地商店街振興組合 片町伝馬商店街
武蔵商店街振興組合 横安江町商店街振興組合 近江町市場商店街振興組合
尾張町商店街振興組合 彦三商店街振興組合 駅前別院通り商店街振興組合
橋場町振興会 金沢城兼六園商店会 石引商店街振興組合 英町商店街振興組合
玉川町通り商店街振興組合 尾山神社前商店街振興組合 南町通り商工会
金沢駅前三和商店街振興会

※商店街の位置関係については、下記の金沢市公式HPから確認することができます。

【金沢市の商店街】

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/17001/syougyou/shotengai/shotengai.html>